

生物圏保存地域のための
マドリッド行動計画
(2008 - 2013)

計画の構造

背景	3
A. 浮上する課題と	
これらに対応するための生物圏保存地域の可能性と役割	4
A.1 気候変動	6
A.2 生態系サービスの供給	7
A.3 生態系を圧迫する主原因としての都市化	7
B. 人間と生物圏 (MAB) 計画における生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のビジョン声明	8
C. 人間と生物圏 (MAB) 計画における生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のミッション声明	8
D. セベリアからの進歩	9
E. マドリッド行動 - 生物圏保護区世界ネットワーク	10
E.1 協力、運営、コミュニケーション	10
E.2 ゾーニング - 領域に機能をリンクする	16
E.3 科学と能力向上	
E.4 パートナーシップ	25
F. 承認、実施、評価	29
G. 略称	30

背景

1995年、スペインのセビリヤで開催された国際会議を機に、生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のための新たな時代が始まった。本会議で決定された行動は、同年にユネスコ総会で承認された *セビリヤ戦略* 及び *生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組み* に組み込まれた。2000年、スペインのパンプローナでセビリヤ+5会合が開催され、セビリヤ戦略の提言に引き続き様々な行動が決定された。

開発のための国際的な重要指定区域とすることを目的としている。

本 *マドリッド行動計画* は、2008年2月にマドリッドで開催された第3回世界BR会議で承認された。マドリッド計画はセビリヤ戦略を基盤とし、その戦略的強みを利用して生物圏保存地域を21世紀における持続可能な

生物圏保存地域（BR）のコンセプトは保護区域を越えた価値を証明しており、様々な知識、科学的研究及び経験を持ってして、生物多様性の保全と人類福祉の社会経済発展を繋ぐものとして、科学者、計画者、政策立案者、地元地域社会によってますます受け入れられてきている。そのため焦点となっているのは、世界、国、地元地域レベルにおける持続可能性のためのモデルの開発であり、生物圏保存地域は、政策専門家、意思決定者、研究・科学者、経営管理者、利害関係者が協力し持続可能な開発のための世界的原則を地元地域に根ざした取り組みに移し変えていくための学習サイトとしての役割を果たす。生物圏保存地域は各国の管轄として扱われ、国はそれぞれの保存地域の機能向上に必要と思われる政策を実施する。

A. 浮上する課題とこれらに対応するための 生物圏保存地域の可能性と役割

セブリア戦略採択から13年、地球規模の問題が発生し激化する中、こうした課題に効果的に取り組むためにMAB計画の適応と改正が必須となってきた。貧困と格差をより悪化させるこれらの主要課題には、以下が含まれる。

- 社会と生態系に影響を及ぼす気候変動の加速
- 生態系が人類の福祉に不可欠なサービスを提供し続ける能力に予想外の影響を及ぼす、生物・文化多様性の急速な損失
- 環境の変化を引き起こす急速な都市化

これらの課題から、健康、安全、正義／公平を含む人間の福祉のための生態系サービスへのアクセスを維持し確保する必要があるとの認識をあらゆるレベルにおいて高めることで、変化のための機会が生まれる。

主要課題として掲げたこれらの問題を踏まえ、2008年～2013年の期間、MAB計画は関連するミレニアム開発目標（MDGs）に以下を通じて戦略的に取り組む。

- 人間と環境の福祉を確保するため、社会のあらゆるセクター（公的・私的機関、NGO、利害関係者、意思決定者、科学者、地元地域社会、先住民社会、土

地所有者、天然資源の使用者、研究・教育センター、メディア）とのパートナーシップの下、生物圏保存地域の持続可能な開発を推進するメカニズムの開発

- 他の政府間プログラムと協調し、気候変動の適応・緩和政策のテスト及び適用
- WNBR、MABテーマ別ネットワーク、学際的アプローチの経験を基に、主要な生態系の類型、即ち、沿岸地域、島嶼、海洋、山岳地帯、乾燥地域、熱帯林、陸水生態系、都市化の増大する地域に影響を及ぼす、こうした問題に対応するための政策及び取り組みの開発及びテスト
- 未来の生態系サービスを確保するアプローチを定めるため、ミレニアム生態系評価（MA）に続く科学研究プログラムの開発

マドリッド行動計画（以降、MAPとする）は、2008年から2013年の期間におけるWNBRの行動、目標及び成功の指標、パートナーシップ及び他の実行戦略、評価の枠組みを明確にしている。同計画は、2006年～2007年、ユネスコの自然科学及び社会・人間科学プログラムを評価した審査委員会の勧告を十分に考慮したものであり、ユネスコ事務局長が提言し、2007年10月から11月にかけて開催された第34回ユネスコ総会で承

認されたそれら勧告の実行に向け、
具体的貢献を行っていくものである。

MAP の総合的な目標は、以下である。

- a) 生物多様性の保全及び持続可能な使用、気候変動の緩和と適応、人間社会の社会経済的及び文化的福祉という相互に結び付いた問題の共通領域において MAB の研究、訓練、能力構築、デモンストレーション・アジェンダを支える。
- b) 持続可能な開発のための学習サイトとして WNBR に含まれる地域の積極的な活用を可能にする。即ち、人類と生態系の福祉のための環境、経済、社会的状況を改善するための具体的な問題に取り組み解決するため、学識社会、政治社会、専門家、利害関係者間の協調を高めるための方法を指し示す。
- c) 30 年以上にわたる MAB 計画と WNBR の活動から得た教訓と 2008 年から 2013 年の行動計画を収集、照合、統合し、広めることで、2010 年までに生物多様性の損失率の大幅削減（CBD2010 年目標）を目指す MDGs の目標達成、及び気候変動の緩和と適応に関する UNFCCC や京都議定書の目標達成のために世界、国、地元地域レベルでの努力に貢献する。
- d) 発展を望む国や地元地域社会に対して地球規模の環境問題を伝える使者、管理者及びコーディネーターの役割を果たす、新しい世代の専門家の出現に寄与する。

MAP はネットワークと生物圏保存地域それぞれの過去の経験を生かし、環境と発展との間に新たなパートナーシップを築くため、社会のあらゆるセクターに働きかける。そのためにも、生物圏保存地域は理解と変化への適応のための過程及び手段、ならびに我々の革新的な発展の方法をテストするための新たなアイデアと領域の足掛かりとして見なされるべきである。MAB 計画の進化は生物圏保存地域の管理に直接関与するセクターのみならず、そのコンセプト及び実験に共感するより幅広い社会によって導かれていくであろう。

MAP は加盟国と運営組織（2007 年 6 月・9 月 MAB 局、2007 年 6 月 BR 国際諮問委員会、2007 年 7 月・12 月 MAB 事務局が発行した回報、2007 年世界全地域で開催されたネットワーク会合）との協議プロセスから得た情報に基づいている。MAP は、2008 年 2 月 4 日から 8 日にかけてスペインのマドリッドで開催された第 3 回世界 BR 会議及び第 20 回 MAB 計画国際調整理事会（MAB-ICC）の先駆けとなった、2006 年第 19 回 MAB-ICC で定義された 5 つの課題に取り組むための作業文書を土台としている。

A.1 気候変動

今日の社会と生態系が直面する最も深刻で大きな課題の一つが気候変動だ。気候変動を引き起こす様々な自然的原因を除いた後、UNFCCCとその科学パネル IPCC は、気候の急速な変化は人為的原因であると確証した。主に先進工業国によって排出される CO₂ と他の温室効果ガスの量に加え、新興国を含む開発途上国からの近年の需要増加と相まって、この問題は放置しておけば拡大する。更に、熱帯地域の森林伐採も大気中の CO₂ の増加、及び生態系機能の損失の一因となっている。

地球の平均気温が上昇すれば、世界各地の何十億人もが水不足に直面し、何百万という人々がマラリアにさらされることになる。干ばつや洪水といった異常気象は激しさを増し、自然災害の範囲と頻度の拡大につながるだろう。これは住み難い地域からより順応性のある地域への人々の移動を招く。雨量分布の変化により農業システムにも変化が生じるだろう。

生態系サービスの多くがストレスにさらされる。例えば、種の 30% が絶滅の危機にさらされ、砂漠化が拡大し、熱帯気候における正のフィードバック機構により熱帯林が更に減少するだろう。海面と水温の上昇は、マングローブや塩性沼沢等沿岸系の適応能力に影響を与え、魚類分布の変化は沿岸生態系と人間によるその使用の脆弱性を高めることになるだろう。

気候変動に対する社会の取り組みは、適応と緩和に重点を置いており、それぞれ現世代と未来の世代に影響をもたらす。温室効果ガスは既に排出されており、これが自然消滅するまでは大気中に存在し続けるため、社会は必然的な変化に適応しなければならない。科学知識に基づいた適応策には、沿岸整備、河川流域管理といった生態系のサービス及び機能の保護を目的とした土地使用が含まれる。緩和は、大気中の CO₂ 濃度を 450ppm に留めるために、その度合いは異なるものの各国が実行しなければならない対応策だ。これには持続可能な方法を用いた炭素隔離、排出削減、エネルギー効率向上、再生可能エネルギー生産と合わせて、より環境にやさしい生活習慣が含まれる。こうした対策実行の障害となり得るのは、解決策に対する政治的関心の欠如、及び／またはこうした解決策の実行意志の欠如、技術能力の不備または欠如、経済の不透明性、及び開発計画のための統合的アプローチの欠如だ。

MAB と WNBR は、通常他では見られない統合的アプローチを通じ、更なる価値をもたらす。生物圏保存地域は、気候変動問題の解決策を早急に模索・テストし、世界ネットワークの一員として変化をモニタリングするのに不可欠な役割を果たす。ユネスコの自然科学プログラム及び他の活動分野において、生物圏保存地域は自然と人類のための適応策を示し、回復戦略の開発と実行に役立てる場となり得る。また、その緩衝地帯と

移行地帯は多数の緩和手段と戦略のテストにも活用できるかもしれない。多くの生物圏保存地域では、森林や湿地系と同様に、炭素が隔離される。また全ての生物保存地域で、技術と労働ベースの社会事業を組み合わせ

た低炭素経済のための能力構築が可能だ。社会科学の観点では、生活習慣の変化の政治的側面を模索することができる。多岐に渡る生物圏保存地域とそのシステムは、世界に対し貴重な知識を提供するであろう。

A.2 生態系サービスの提供

ミレニアム生態系評価（MA）は、生態系サービスを明確に説明し、これは公的・私的セクター及び市民社会団体の間で幅広く受け入れられるものとなった。MAの新たな分類は、基礎（栄養循環、土壌形成、一次生産）、供給（食料、水、木材、繊維、燃料）、調整（気候、洪水と病気の抑制、水の浄化）、文化（美、精神、教育、レクリエーション）の4種類に生態系サービスを分類している。

生態系サービスは、陸と海における保護及び生産という、生物圏保存地域の多岐に渡る機能と重ね合わせることができ、有益な概念的枠組みとなり得る。持続可能な開発地域という生物圏保存地域の特質は、各地に特化した基礎、供給、調整、文化サービスの組合せの構想及び開発努力として見て取ることができ、これは

居住者及び利害関係者に環境、経済的、社会的福祉をもたらす。例えば、生物圏保存地域の様々なゾーンは、気候調整、水の浄化、生物多様性保全等これまで見過ごされてきたサービスへの新たな投資を促進し、農業、林業、漁業等環境と社会面での供給を向上させ、これまで投資の中心であった観光等の文化サービスに磨きをかける場となり得る。生物圏保存地域における科学・研究社会、政策立案者、意思決定者、資源管理者、及び居住者による活発な協議の継続は、生態系サービスの最適な組合せを発見する上で不可欠だ。そしてこの最適な組合せが、国、地域、世界レベルにおける陸と海の持続可能な開発モデルとしての生物圏保存地域の役割を示すことになる。

A.3 生態系全体を圧迫する主原因としての都市化

都市化は多面的な地球規模の現象で、人口密度の急速な変化と空間的推移、特に地方から都会への移住、土地被覆及び資源利用の形態、文化習慣の多様性から明確に見て取ることができる。今日、世界人口の半数が都市部で生活しており、その割合は今後50年間で66%~67%に増加すると予

想されている。こうした増加の多くは、開発途上国と新興国の間で生じるだろう。2030年までには20億人以上が都市部のスラム街に住むと予想されているが、彼等が利用できる基本的サービスは限られているため、自然災害の被害を極めて受けやすい。大都市の急速な増加と都市ランドス

ケープの絶え間ない変化は、基本的な人間の福祉と生活可能な環境の確保に大きな課題を突きつける。

都市ランドスケープはおそらく、土地被覆と土地の多重使用の最も複雑なモザイクだと言えるだろう。MAは最近になって、都市化と都市ランドスケープを知識に大きな格差がある優先地域に指定した。地球規模の変化が生態系に及ぼす影響は、都市ランドスケープから様々な形で見て取ることができる。例えば、大都市では気温の著しい上昇や窒素堆積が既に明らかで、人間による「自然

な」生態系プロセスの極端な支配を目で見、そして実際に測定することができる。しかしながら、知識、資本、革新の中枢を成す大都市は、人間と環境に解決策を示す場とも考えられる。

生物圏保存地域のコンセプトを持続可能な都市開発の計画及び管理のためのツールとして利用しようと、多くの都市部がその管轄区に対して、生物圏保存地域の原則を既に適用している、或いは今後の適用を検討している。

B. 人間と生物圏 (MAB) 計画における

生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のビジョン声明

人間と生物圏計画における生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) は相互に関わり合うダイナミックで卓越したネットワークから成る。参加型対話、知識の共有、貧困の削減、人類福祉の向上、文化的価値への敬意、社会の変化への対応能力を通じ

て、持続可能な開発のための人間と自然の調和のとれた共生を促進し、MDGsに貢献する。従って、WNBRは幅広い文脈で持続可能な開発を確立し実行する、主要な国際的ツールの一つである。

C. 人間と生物圏 (MAB) 計画における

生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のミッション声明

以下を通じて、環境、経済、社会的 (文化・精神を含む) 持続可能性を確保する。

- 生態学・文化的多様性の維持と発展、及び人類福祉のための生態系サービスの確保を目的とした、デモンストレーションと学習サイトとしての役割を果たす

場所の、世界的なネットワークの構築及び調整

- 人と自然の間の相互作用の理解促進を目的とした、科学を含む知識の発展と統合。科学と政策の共通領域における対話の促進、環境教育、幅広いコミュニティ

一へのマルチメディアを用いた
アウトリーチ活動を通じた、複

雑な社会生態学的システムを管
理する世界的能力の構築

D. セベリアからの進歩

1995年、ユネスコによって承認されたセベリア戦略と生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みにより、生物圏保存地域は、自然の生態系及び人為的影響が著しい生態系の生息地に対してユネスコのMAB計画によって与えられる陸と海の指定区域であることが確立された。以降、生物圏保存地域の特質とアイデンティティは (a) 多機能性、ならびに地元及び地域の持続可能性のための状況に応じた選択肢を実証する、保全機能、開発機能、ロジスティックまたは知識機能の統合、(b) 陸・海レベルの計画ため、及び複数機能に関する利害関係者の関心を仲介するための基盤としての3つのゾーン計画、(c) 生物圏保存地域の住民と移住者の存在、(d) サイトのWNBR参画以降、少なくとも10年に1度は生物圏保存地域の機能（3機能の統合レベルを含む）をレビューする責任という、4つの軸に沿って深められてきた。

1995年以降に生物圏保存地域に指定された地域の98%が3つのゾーン計画を採用している。1995年以前にWNBRに含まれていた生物圏保存地域に関しては、1976年～1984年で

23%、1985年～1995年で65%がこれを導入している。WNBRに含まれる生物圏保存地域の定期的レビューの結果、セベリア戦略以降の生物圏保存地域のビジョンを定義する本質的特徴とゾーン計画について、1995年以前の生物圏保存地域の多くが見直された。

セベリア戦略や1995年の法的枠組みが生物圏保存地域の生態的地位を明確にし深めた一方で、MAPは地元及び地域の持続可能な開発のための学習サイトとしての生物圏保存地域の役割、ならびに持続可能性科学に関する情報、アイデア、経験、知識、ベストプラクティスの交換のための地域的・世界的ハブとしてのMABとWNBRの重要性を実証し強調することを目的とする。定期的レビュー・プロセスをはじめとする1995年法的枠組みの主要ツールの利用経験は今後評価される。そして同プロセスは、MDGs、CBD2010年目標、EFA、国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）、その他ユネスコ加盟国の世界的コミットメントを含む、持続可能な開発の成果にいかに関与したかという点で、生物圏保存地域の実績の変化を記録するために、更に改善されていくだろう。

E. マドリッド行動－生物圏保護区世界ネットワーク

変化し続ける世界で生じる新たな課題を前に、2008年～2013年のMABとWNBRの活動を方向付けるため、MAPはMAB計画のビジョンとミッション達成に不可欠な、31の目標と65の行動を含む4つの主要活動領域を定義している。行動目標は、特定の期限内（2008年～2013年）に地元地域、国、世界レベルでMAB計画を実行する上で役立つ。

行動は、地元地域レベル（個々の生物圏保存地域）、国レベル（MAB国内委員会、ユネスコ国内委員会）、世界レベル（地域及びサブ地域ネットワーク、生態系に基づくテーマ別ネットワーク、UNESCO-MAB事務局）で実行される。全レベルで「生物圏保存地域（biosphere reserve）」という表現が使われることが望ましいが、個々のMAB国内委員会、及び／または生物圏保存地域の機関独

自の判断で、生物圏地帯（biosphere region）、生物圏地域（biosphere area）、生物圏領域（biosphere territory）等別の適切な表現を用いることもできる。

生物圏保存地域プロジェクトは時間的制約のない長期的観点を有するものだが、2008年～2013年の期間で適切な期限内に達成すべき目標が定められている。目標達成に向けた進展に対してはモニタリングと評価が行われ、評価後の結果はMAB計画とWNBRの活動への貢献者と共有される。生物圏保存地域の3機能を統合した革新的で期限の定まった社会的、生態学的、政策的活動と、データ、情報、経験、知識を共有しようという積極性は、UNDES（2005年～2014年）の期間、生物圏保存地域が学習サイトとしての役割を果たすのに不可欠だと考えられる。

E.1 協力、運営、コミュニケーション

生物圏保存地域はMAB計画の目的を果たすための主要な手段であり、政策関連の現場研究、能力向上、デモンストレーションを通じてユネスコ全体として持続可能性に対する貢献を明示できる手段でもある。浮上する新たな環境及び経済的課題にあらゆるレベルで取り組むためには、13年に渡るセベリア戦略とその法的枠組みの実施経験を基に、MAB計画の運営及びWNBRの活動を改善していかなければならない。生物圏保存

地域が世界、地域、国、地元地域レベルにおける持続可能な開発のための学習サイトとして効果的な役割を果たすよう、WNBRの事業及びアウトリーチ活動を必要に応じて調整していく必要がある。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
1. セビリア戦略の 効果的な実施	1.1 セビリア戦略の 成果を評価	2010	セビリア戦略 の資料を評価	MAB 事務局	MAB 国内委員 会、MAB 局、 MAB ネットワ ーク、BR、 IUCN, UNDP、 TNC
	1.2 BR の機能に関す る現場からじか に得た情報を収 集・総合し、これ を地域間及び世 界的に共有する	2013	情報収集	MAB 事務局、 MAB 地域ネッ トワーク、 MAB 国内委員 会	WNBR
	1.3 セビリア戦略の 成果を認識する ためのシステム の構築及び実施	2010	成績認識シス テムの構築、 MAB-ICC によ る採用、その 普及	MAB 事務局 (地域ネッ トワーク、MAB 国内委員会、 MAB 局と協力 する)	MAB 局、 MAB ネットワ ーク、BR、 IUCN、 UNDP、TNC
	1.4 BR の推薦状及び 定期的レビュー 用紙の更新	2010	更新済みの用 紙	MAB 事務局	MAB 局
2. 既存の国際的 プログラム及び イニシアチブと、 生物圏保存地 域との間の協 力及び調整の 拡大	2.1 ユネスコ政府間 科学プログラム (ISPs) におけ る BR の活用	2013	ユネスコのプ ログラム (IHP、 DESD、IOC、 IGCP、 MOST、IBSP 等) と協力し ている BR の数	MAB 事務局、 MAB 国内委員 会、ユネスコ 国内委員会	MAB 局、ユネ スコのプログ ラム (IHP、 IOC、IGCP、 MOST、IBSP 等)
	2.2 生物多様性及び 環境に関する多 国間協定の実施 に責任を有する 機関と緊密に協 力し、国レベル で国際指定区域 間の強調を図る	2010	国際的イニシ アチブ (CBD、 CMS、 UNCCD、 UNFCCC、 IGBP、 MA のフォロ ーアップ等) と協力してい る BR の数	MAB 国内委員 会、ユネスコ 国内委員会	国際的イニシ アチブ (CBD、 CMS、ISDR、 UNCCD、 UNFCCC、 IGBP 等) ユネスコ科学 局、WHC 及び ラムサール条

			<p>世界遺産の保全とより幅広い地域の持続可能な開発を結び付けるツールとしてBRを組み込んでいるユネスコの活動の数</p> <p>世界遺産、ラムサール条約登録地、BRを結び付ける共同プロジェクトの開発と実施に対する資金と人的資源のレベル</p>		<p>約、ユネスコ執行委員会</p> <p>DESD、EFA、ユネスコチェア、共同学校ネットワーク、TWAS等全てのユネスコセクター間プログラム、ユネスコ執行委員会</p>
--	--	--	--	--	--

<p>3. 統合情報とコミュニケーション戦略</p>	<p>3.1 技術、研究、訓練、教育、協力の機会、発見、経験の交換と共有、及び地元、地域、世界レベルでの問題解決を目的とした、インターネット上の情報クリアリングハウスと情報センターの構築</p>	<p>2013</p>	<p>既に機能している情報クリアリングハウス</p> <p>刊行物（印刷物、インターネット上のもの等）の数及び種類、UNや地域及び国レベルで使用されている重要言語でのコミュニケーション</p> <p>必要時に地域地図と生態系地図を示すことのできる最新のWNBR地図のテンプレート</p>	<p>MAB事務局</p>	<p>地域、サブ地域、国、テーマ別ネットワーク（必要に応じてMAB国内委員会及びBR当局と協力）、PALNet-IUCN/WCPA、その他関連情報ネットワーク</p>
--------------------------------	---	-------------	---	---------------	---

	3.2 BR、MAB、及び 他の関連テーマ に関する地域、 サブ地域、国、 生態系別の刊行 物の作成	2009 & 2013	刊行物の数	MAB 事務局、 MAB 国内委員 会、各 BR	地域ネットワ ーク（テーマ 別ネットワー クと協力）
	3.3 生態系の種類別 に WNBR を示し た地図の作成 （地方や都会等 人為的影響を受 けた生態系を含 む）	2009	世界地図	MAB 事務局	私的・公的団体
	3.4 BR の重要性を広 めるマスメディ アの役割を評す るジャーナリズ ム賞の設置	2010	授与された賞 の数	ユネスコ加盟 国	ユネスコ加盟 国
	3.5 一般市民を対象 とした統合され た国際的なプロ モーション及び コミュニケーション 戦略の開発	2010	刊行物の数	MAB 事務局	各 BR、ユネス コ情報・コミュ ニケーション 局、ユネスコ の地域事務局
4. 生物圏保存 地域の管理 者・コーディネ ーターを 適切に代表 する形で運 営される、 参加型地域 ネットワー ク	4.1 各地域ネットワ ークが MAB 計 画の責任を果た すための構造、 戦略、行動計画 の策定、MAB 国 内委員会及び各 BR への定期報告	2009	構造、戦略、 行動計画を実 行・完了してい る地域の数 地域ネットワ ーク活動に参 加している BR の数	地域ネットワ ーク	ユネスコフィ ールドオフィ ス、ユネスコ 国内委員会、 MAB 国内委員 会、各 BR
	4.2 事業活動の持続 性を確保するた め、各ネットワ ークがパートナ ーシップ及び長 期的な資金調達 メカニズムを有 していることを 確認する	2010	資金援助を受 けているネット ワークの数	地域・テーマ別 ネットワー ク、MAB 事務 局、MAB 国内 委員会、ユネ スコ国内委員 会	政府機関、国 内・国際 NGO、民間セ クター

<p>5.</p> <p>主要課題における専門家同士の協力増進</p>	<p>5.1</p> <p>山岳、淡水、海洋、乾燥地、森林、都会、小島等、主要な生態系に形成された、地域別及び地域間のテーマ別ネットワークの構築及び強化</p>	<p>2010</p>	<p>ネットワークの数、及び地域とテーマの範囲</p>	<p>MAB 事務局、地域・テーマ別ネットワーク、各 BR、その他機関</p>	<p>多岐にわたる利害関係者</p>
<p>6.</p> <p>国・地域・世界レベルで統合された、各生物圏保存地域のためのコミュニケーション戦略</p>	<p>6.1</p> <p>国の政府、政策立案者、ジャーナリスト、地域社会、その他のターゲット・グループに対し、BR と WNBR の環境、経済、社会、精神、文化、政治的重要性と利益を伝えるコミュニケーション戦略の実行</p>	<p>2010</p>	<p>コミュニケーション戦略を策定し開始した BR の数</p>	<p>地域ネットワーク、各 BR</p>	<p>ユネスコ情報・コミュニケーション局、広報局、ユネスコフィールドオフィス、MAB 計画ネットワーク、テーマ別ネットワーク</p>
	<p>6.2</p> <p>BR の創出、管理、促進に貢献したコミュニティー、個人、機関、ネットワーク、国の努力を認識するためのインセンティブプログラムの作成</p>	<p>2010</p>	<p>インセンティブの数</p>	<p>MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会</p>	<p>私的・公的機関</p>
<p>7.</p> <p>生物圏保存地域のコーディネーターと他の主要利害関係者を適切に</p>	<p>7.1</p> <p>MAB 国内委員会の設立または再構築</p>	<p>2008</p>	<p>機能している MAB 国内委員会の数</p>	<p>加盟国、ユネスコ国内委員会、MAB 国内委員会、MAB 窓口、その他 BR に関心のある国内政府機関</p>	<p>多岐にわたる利害関係者</p>

代表する形で運営される、各国における機能的なMAB国内委員会	7.2 BRがMAB計画内の責任を果たせるよう、各MAB国内委員会のために構造、戦略、行動計画を策定し、新たな指定区域登録のための計画段階をサポートする	2013	戦略と行動計画を有する再構築されたMAB国内委員会の数	MAB国内委員会、ユネスコ国内委員会	政府機関、市民社会団体
8. 複数レベルにおける、生物圏保存地域と持続可能な開発イニシアチブの関係強化	8.1 持続可能な開発に向けた国連が中心となる政策、戦略、行動計画、及び国連外部の他のイニシアチブと、各BRの協力を促進する	2010 & 2013	持続可能な開発に関する、国連の国内イニシアチブ及びその他のイニシアチブに貢献しているBRの数	MAB国内委員会、各BR	地域ネットワーク、MAB事務局
9. セベリア戦略とMAPの要件及び勧告を満たすため、全ての生物圏保存地域が定期的レビューを行い、ゾーニング、管理、その他の変更を更新するための行動を取る	9.1 新たなBR提言のスクリーニングを行い、また、必要に応じて、ユネスコの地域オフィス、クラスターオフィス、ナショナルオフィスとの協力の下、国と地域の専門家チームが現場を訪れ、MAPのミッションとビジョンの進化に合わせて定期的レビュープロセスを支援するための計画を考案する	2010 & 2013	セベリア戦略以降のビジョンとMAPのビジョンに見合うよう、必要な更新を行ったBRの数	地域ネットワークの援助を伴うMAB国内委員会	地域・テーマ別ネットワーク、IUCN

10. 生物圏保存地域を指定、計画及び実施する上での開放された参加型の手続き及び過程	10.1 地元地域社会や先住民社会をはじめとする「参加型運営」のBRの実行を導くために、全てのBRがローカルアジェンダ 21 といった参加型計画プロセスを実施すべきである	2012	参加型アプローチを導入しているBRの数	各BR	テーマ別ネットワーク、地域ネットワーク、国内組織
	10.2 全てのBRが、全3ゾーンの異なる活動セクターを代表する利害関係者から成る運営委員会を設立すべきである	2013	機能しているBR運営委員会の数	各BR	市民社会を含む公的・私的機関
11. 必要に応じて生物圏保存地域の法律上の認知を高める	11.1 国の法律にBRを含めるよう各国に働きかける	2013	法律にBRを盛り込んでいる国の数	MAB事務局、MAB国内委員会	ユネスコワールドオフィス

E2. ゾーニング機能と領域のリンク

生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みによると、生物圏保存地域は、その複数機能が包含されるよう、1つ以上のコアエリア、複数の緩衝地帯、1つの移行地帯を有していなければならない。

新たな課題に直面する現在、より統合されたゾーニングへの移行が重要だ。そこで、移行地帯ではその開発機能に加えて、保全及び環境的な目標と要素も考慮することができる。同様に、コアエリアはその保全機能に加え、開発機能に関して経済的観

点（炭素隔離、土質安定化、清潔な水と空気の供給等）で測定できる様々な生態系サービスに貢献している。雇用機会もまた保全目標（環境教育、研究、環境再生及び保全政策、レクリエーション、エコツーリズム）の一助となり得る。教育、研究、モニタリング、能力向上は生物圏保存地域のロジスティック機能または知識創造機能の構成要素と考えられる一方で、これらは保全と開発機能に不可欠な要素でもあるのだ。

緩衝地帯については、特別な注意が必要だ。緩衝地帯の役割はコアエリアにおける人為的活動の悪影響と外部効果を最小限に食い止めることである。コアエリアに対するこのような緩衝機能とは別に、緩衝地帯は人為的、生態学的、文化的多様性の維持という本質的な独自の機能を有し得る。緩衝地帯はまた、コアエリアの生物多様性要素を移行地帯のそれと結ぶ役割を果たすという意味で、より大きな空間における重要な結合機能を有することもできるのだ。

移行地帯では人々が居住し生活を営んでおり、同地帯は複数の土地使用によって特徴付けられる。移行地帯は社会経済的発展の側面において中心的機能を果たしている。移行地帯の過去の欠点は、その外部の境界線が明確に引かれていない、或いは空間的に定義されていないことであった。しかし、協力計画と概念の確立、協力計画の実行、そして市民社会か

らの協力促進のためには、容易に受け入れ理解することのできる明確な境界線を必要とする。更に、WNBRでは生物圏保存地域の総面積を明確に示す必要があるため、移行地帯の境界線の恣意的であまい性質を認識する一方で、その境界線をはっきりと定めなければならない。しかしながら、ベストプラクティス、解決策、アプローチの共有を目的とした、より幅広い地域との協力は境界線を越えて行うことができ、地域の持続可能な開発のための学習サイトとしての生物圏保存地域の役割をまっとうすることができる。

ゾーニングに関して、各国は国レベルで柔軟にこれを定めることができるが、統合的なゾーニングと強制的な運営を通じて、生物圏保存地域が保全、資源の持続可能な使用、知識創造をより効果的に両立していくために、以下の行動を取らなければならない。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
12. 全ての生物圏保存地域のゾーニングの分析	12.1 WNBRの現在のゾーニング・システムの調査を実施し（異なるゾーンの割合を含む）、各ゾーンで3つの機能がどの程度果たされているかを調査する	2010	ICCに提出された分析結果、及び公表された結果とICC勧告	MAB事務局、地域ネットワーク	BR窓口及び管理者、MAB国内委員会、テーマ別ネットワーク

13. 移行地帯とその開発機能を中心に、全ての生物圏保存地域において機能的ゾーニングを確立する	13.1 国レベルでゾーニングのための実践ツールとガイドラインを策定し適用する	2013	全サイトにおける、機能している BR ゾーニング	MAB 国内委員会、地域ネットワーク、各 BR	MAB 事務局、IUCN、国内・国際 NGO、学術機関、テーマ別ネットワーク
	13.2 大規模な生物群系を BR システムとして管理し、広域の陸地・海域については、比較的小さな保全コアエリアを非常に大きな緩衝地帯及び移行地帯と結び付ける一連の単位として管理するために、BR を活用する	2013	空間的に拡張された BR の数	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク、IUCN
	13.3 最も適したゾーニングパターンを決定し、各ゾーンの実施基準を定める。各ゾーンが BR の機能上、適切な大きさであることを確認し、BR 全体に対する各ゾーンの貢献を識別する。	2013	各 BR における適切なゾーニングパターンの決定	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク、IUCN
	13.4 移行地帯を定めるため、利害関係者との協議を通じて BR の外部境界線を明確に定める。(境界を定める上で、各 BR は分水界、生態系等の自然の境界、及び政治・管理上の境界を考慮すべきであり、推薦状及び定期的レビュー用紙の	2013	各 BR が明確な外部境界線を定める	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク

	中でこうした境界線決定の論理的根拠を明確に説明する。)				
	13.5 生産ランドスケープにおける保全地域と関わりのあるプログラムの重要な計画ツールとして、国が BR ゾーン計画を認知するよう働きかける	2013	BR ゾーン計画を認知した国の数	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク

14. 生物圏保存地域のための強調的な保全及び開発戦略	14.1 生態系アプローチ、ギャップ分析、「回廊」のコンセプト、生態系ネットワーク等、適切なツールを以下の目的で利用する。 (a) 生態学的に重要な場所とそのランドスケープの要素のより良い繋がり、(b) 地域及びゾーンのより良い結び付きと緩衝の強化、(c) より一貫性のある計画	2013	BR が適切に策定された計画を有し、これに十分な資金面及び実行面での持続可能性が伴っていること	各 BR	MAB 国内委員会、テーマ別ネットワーク
--------------------------------	---	------	---	------	----------------------

E.3 科学と能力向上

生態系は人類全体にモノとサービスを提供する。しかし、急速な気候的、環境的、社会的、政治的变化を目の前に、こうした恩恵の持続可能な利用が課題となっている。これらの変化に対応するため、生物圏保存地域は、生態系サービスの働きについて、また、いかに生態系サービスと回復力のある生態系を維持しながら、こ

れを利用して所得、雇用、富を創出していくかについて、知識を創造していく上で重要な役割を果たす。科学者、政策立案者、民間企業間のコミュニケーションを促進するためには、生物圏保存地域での機関と利害関係者からの幅広い協力が必要だ。これを達成するには、生物多様性の地球規模での管理と保全に科学的専

門知識を適用するとの考えの下、WNBRにおける科学と能力の両方を大幅に向上させなければならない。

変化への適応と回復力構築のためには、科学的知識及び地元住民と先住民の伝統的知識が必要だ。

2004年以降 MAB-ICC は、ユネスコが先導する UNDESD（2005年～2014年）の支援を各国に求めてきた。

生物圏保存地域は、MDGs に関する国内政策及び戦略、WSSD 計画、DESD 戦略を実行する上で、持続可能な開発のための学習サイトとしての役割を果たす素晴らしい機会を提供する。国、地域、世界の関連機関は、生物圏保存地域の運営上の問題を学際的な高等教育機関の研究課題として積極的に利用すべきだ。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
15. 生態系サービスへの管理者と利害関係者の参加に関する生物圏保存地域の経験を、国連機関、地域開発銀行、国の政府等に伝達する	15.1 生態系サービスとの関係を含む、世界の BR の管理計画及び協力計画の実行経験に基づいた、既存のデータの分析及び統合を行う	2013	国際プログラムに参加した BR の数 BR 管理計画の実行に関する資料の分析	ユネスコ国内委員会、MAB 国内委員会、WNBR	地域・テーマ別ネットワーク、CBD、CSD、UNCCD、UNFCCC、その他
	15.2 政策関連のケーススタディの系統的記録を通じた MAB 計画のグローバル・ネットワーク機能の促進（これらケーススタディの記録が入手・流布できるようにする）	2013	ケーススタディの資料	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、MAB 事務局	CBD、IUCN
	15.3 CBD、アジェンダ 21、One-UN 活動等、現在平行して開発・実施されている国際、地域、国内プログラム間の相乗効果を高めるための行動の策定	2013	様々な国際、地域、国内プログラムに関する BR の数	各 BR、地域ネットワーク	CBD、アジェンダ 21、One-UN プロジェクト、テーマ別ネットワーク

16. 現場に根ざした政策関連の研究プログラム	16.1 政策関連の研究を奨励するための、ユネスコ ISPs ほか、関連する国際、地域、国内機関との協調	2012	BR について触れた、または BR のコンセプトを用いた、持続可能性に関する科学論文及び書籍の数 BR または関連するトピックの科学修士号及び博士号の数	MAB 事務局、WNBR、地域ネットワーク	BR と関わりのある大学及び研究センター WCPA 及びテーマ別ネットワークを含む、ISPs、UNU、IUCN との協調
	16.2 情報アクセスの向上、及び科学が専門でない幅広い対象グループに対して知識を伝える新たなコミュニケーション手段の強化	2011	インターネット上の情報を含むアウトリーチ刊行物の数	MAB 事務局、各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	大学、報道機関、他のマスメディア
	16.3 科学及び運営双方への資金増加と、科学的情報に基づいた強制的で参加型の健全な運営を保証するため、問題志向の応用研究を通じて、意思決定における科学の役割を強化する	2013	全 BR における研究プロジェクトの確立	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	大学、研究機関、資金提供機関
17. 訓練された生物圏保存地域の管理者及び他の関連する利害関係者	17.1 BR の管理者に対して、科学と政策実施の相互作用、及び科学と他の関連分野の参加型運営について、訓練を提供する	2010	地域で実施されている、または既に完了したコースの数	MAB 事務局、地域ネットワーク、テーマ別ネットワーク	研究機関、高等教育センター、国内・国際 NGOs

	17.2 紛争解決及び交渉能力を含む適応管理等、BRの管理者のための能力向上プログラムを促進する	2011	活動中のBR管理者に対するトレーニングコース	MAB国内委員会	大学、研究機関
18. IOCやMOSTを含む他のISPsとの共同活動における、ユネスコ加盟国による生物圏保存地域の活用	18.1 他のIPSsがそのプログラムで研究及びデモンストラーションの場としてBRを使用するよう、他のIPSsと協力する	2010	BRに焦点を置いたユネスコISPの活動及びイニシアチブの数	地域ネットワーク、MAB国内委員会、MSB事務局	IOC、IHP、IGCP
	18.2 研究、情報創出、政策アドバイスを目的としたIHP、IOC、IGCP、MOSTによるBRの幅広い活用を促進する	2013	研究、情報創出、政策アドバイスに関する他のユネスコISP活動に参与しているBRの数	ユネスコISPs (MAB、IHP、IOC、IGCP、MOST)、各BR	IHP、IOC、IGCP、MOST
19. 生物圏保存地域における、生態系サービスの分析に関する研究プログラム、及び利害関係者の参加を通じたこれらプログラムの運営	19.1 BRの科学的機能を強化するために、全ての知識システムを統合し、科学的及び非科学的関係者を動員する	2012	研究プログラムを有するBRの数	BR、MAB国内委員会、地域ネットワーク	GEF、UNDP、EU、国際NGO、テーマ別ネットワーク等
20. 生物圏保存地域における、管理計画とゾーニングの策定と関連した	20.1 BR全体の管理計画に盛り込まれる研究課題を作成する上で、利害関係者が確実に関与するようにする	2013	確定済みの実行可能な研究プログラムを有するBRの数	各BR	大学、研究機関、資金提供機関

研究プログラム	20.2 BR を、ゾーニングと管理計画と関係のある、持続可能な開発のための問題志向の応用研究の場として活用する。生態学的、社会経済的応用研究の結果を全地域の生態系管理に取り入れ、教育活動を BR の全ゾーンの異なる機能と結び付ける	2012	持続可能な開発と関連する研究課題を有する BR の数	各 BR	大学、研究機関、資金提供機関
21. 教育・研究機関との協力の下での持続可能な開発のための教育の10年(DES D)計画	21.1 DES D の枠組みにおいて、BR を卓越した持続可能な開発、生態系サービス間のトレードオフとバランス、人間と環境の相互作用、及び人間と環境の福祉に関する、学習サイトとして推進する	2010	合同授業、スクールキャンプ、カリキュラム開発を通じ、BR と関係のある学校の数	各 BR	関連する学校プロジェクトネットワーク、ユネスコ教育局
22. 幅広い導入と適用のための教育資源の交換	22.1 強固な学習組織、協力関係の構築、各 BR における利害関係者の能力強化を目的に、WNBR の能力を向上させる	2010 & 2013	教育プログラムの数、作成された教材及び意識向上のための資料の数及び種類	各 BR、WNBR、地域ネットワーク	NGO、学術機関、研究センター、テーマ別ネットワーク
	22.2 (a) BR の管理者とコーディネーターが積極的に WNBR に貢献し(つまり、ベストプラクティス・レポートの現地	2012	現地の言葉に翻訳されたベストプラクティス・レポートの数	各 BR、MAB 国内委員会	国の機関、国内・国際 NGO、資金提供機関

	の言葉への翻訳)、(b) こうした情報を UNESCO-MAB のウェブサイトに掲載するために、適切な職員と資金を提供する				
--	---	--	--	--	--

23. 地域の状況に合わせて都市問題に取り組むための、生物圏保存地域のメカニズム	23.1 都市部の BR への統合を促進する	2010 & 2013	都市部と相互関係にある BR の数	MAB 都市グループ、地域ネットワーク	BR と関係のある市当局、ICLEI、プランニング専門機関、大学、研究センター
--	----------------------------------	------------------------	-------------------	---------------------	---

24. 生物圏保存地域を、気候変動に関する研究、適応、緩和のための学習サイトとして活用する	24.1 GLOCHAMORE 研究戦略に基づき、山岳 BR を、地球規模の変化の環境、経済、人類福祉に対する影響の現場観測所として利用する	2012	積極的な研究と能力向上プログラムを伴う山岳 BR の数	各 BR、MAB 国内委員会、地域ネットワーク	MRI、気候変動に取り組む組織、研究・学術・アウトリーチ機関、テーマ別ネットワーク
	24.2 持続可能な山岳地帯の開発のために、研究結果を用いて国の政策立案及びその実行を支援する	2013	山岳地帯の持続可能な開発のための政策を有する国の数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	MRI、IUCN
	24.3 関連する国内・国際組織と協力し、他の生態系のための戦略を策定する	2011	適用された戦略の数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	UNFCCC、CBD、UNCCD、テーマ別ネットワーク
	24.4 気候変動に関する異なる種類の生態系のための研修コースを実施する。特に、	2011	実施された研修コースの数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	UNFCCC、CBD、UNCCD、テーマ別ネットワーク

	熱帯林と認定された森林管理のための ERAIFT の地域フラッグシップ・プロジェクトを気候変動緩和のためのアプローチとして活用する				
--	---	--	--	--	--

E.4 パートナーシップ

生物圏保存地域の機能を協力して発展させていくためには、パートナーシップの強みと機会を常に活用すべきだ。既存のパートナーシップと協力関係を基盤とした関係強化、新たなイニシアチブの支持、多数の利害関係者グループが関与する新たなパートナーシップとプロジェクトの構築に向けた努力に焦点を置かなければならない。生物多様性の保全から生態系管理、環境のモノとサービスの持続可能な使用に至るまで、協力活動は多岐に渡る。

パートナーシップの付加価値とは、管理戦略の有効性の向上、利害関係者の姿勢の変化、より良い相互理解、より十分な情報を得た上での意思決定、意識向上、生物圏保存地域管理の技術的・財政的支援である。

生物圏保存地域が長期的に機能するには、計画及び実施面における長期的な資金援助が必要だ。資金調達は、主として個々の生物圏保存地域の管理者及びコーディネーターの責任下であり、彼等は必要に応じて MAB 国内委員会、地域ネットワーク、

UNESCO-MAB 事務局から援助を要請することができる。

経済活動は以下の点で生物圏保存地域に有益となり得る。

- 民間セクターの役割の強化、及び観光事業等を通じた自然地域維持のための収入確保といった面で、経済発展に寄与する
- 大手多国籍企業の社会的責任 (CSR) プログラム及び国と地域の民間機関が、持続可能な取り組みの発展または維持に資金を提供する

生物圏保存地域の経済的利益と、生物圏保存地域内及びその周辺における保全と開発の両立の実行可能性を示す、優れた実例が既に幾つか存在する。これらの地域が全ゾーンで 3 機能全てを果たすための、適切に訓練された十分な数の職員、設備、プロジェクト予算、能力を有せば、運営レベルでのパフォーマンス向上につながるだろう。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
----	----	----	-------	-------	-------

25. 生物圏保存地域と地域ネットワークのための資金メカニズムの強化	25.1 生態系サービスへの支払い (PES) プロジェクトを実施するために、関係機関・組織とのパートナーシップ契約を結ぶ	2013	PES プロジェクトを開始した地域の数 関与する BR の数	MAB-ICC、地域ネットワーク	GEF、UNDP、EU、国際 NGO、大学、研究センター、テーマ別ネットワーク
	25.2 水、森林、炭素基金のためのパートナーシップ契約の締結	2013	パートナーシップ契約を有する BR の数	MAB 国内委員会、地域ネットワーク	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP、国際 NGO、テーマ別ネットワーク
	25.3 生物多様性保全、国際水域、気候変動、貧困削減等のプロジェクトの責任を担う組織と協力し、BR と地域ネットワークの国内・国際的支援を求める	2013	国内・国際的支援を有する BR 及び地域ネットワークの数	MAB 事務局、MAB 国内委員会、地域ネットワーク	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP、国際 NGO、テーマ別ネットワーク
26. 生物圏保存地域の生産物の、持続可能な生産、収穫、加工、マーケティングを通じた生物圏保存地域における利益創出と生活の恩恵の向上	26.1 各地域ネットワークで少なくとも一つパイロット BR を選び、地元社会の積極参加を伴う BR が、地元社会にもたらす経済貢献を評価する	2013	各地域における BR 開発評価の数	地域ネットワーク	民間セクター、研究・学術・アウトリーチ機関、テーマ別ネットワーク
	26.2 BR ブランドを使用する製品の市場とフェアトレードを認識、開発、促進するために、ビジネスとのパートナーシップを構築または強化	2010	質の高い経済のためのタスクフォースに関与する BR の数	MAB 事務局、各 BR、MAB 国内委員会	民間セクター、テーマ別ネットワーク

	し、質の高い経済のためのタスクフォースの活動を促進する				
	26.3 地元地域社会、少数民族、先住民等 BR に住む立場の弱い人々を主に対象とした代替的及び持続可能な生活の促進	2013	貧困緩和のための持続可能で代替的な生活を実施している BR の数	ユネスコ加盟国、各 BR	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP 等
27. 民間セクターの参加、支援、賛同の促進	27.1 BR のモノとサービスのための市場とフェアトレードを認識、開発、促進するため、また、BR 関連の管理とコミュニケーションを支援するために、ビジネスとのパートナーシップを構築または強化する	2013	BR のアイデア及び管理の実行に積極的に関与するビジネスの数 BR における間接的な支援活動に積極的に携わるビジネスの数	BR、MAB 国内委員会	民間セクター
	27.2 BR 製品のラベル表示に対するインセンティブの促進	2012	地元 BR 製品に関する調査	MAB 事務局、各 BR	民間セクター
28. 生物圏保存地域間の交流	28.1 BR の利害関係者間の研修旅行及び現場視察を支援する	2010 & 2013	交流の数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関

	28.2 特定の課題を共有する BR 間の交流プログラムの奨励及び実施	2013	BR 間の交流プログラムの数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関
	28.3 南南協力及び南北南三角協力を奨励する	2013	BR の関与する協力協定の数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関
29. パートナーシップの促進	29.1 教育及び研究から環境のモノとサービスの持続可能な利用に至る協力活動を支援するために、社会の全セクターが参加する協力計画を確立する	2010	構築されたパートナーシップの数 パートナーシップに関与している BR の数	各 BR	政府機関、民間セクター
	29.2 地域の経済・財政機関とのパートナーシップの構築	2010	確立された協力計画の数	各 BR	カナダ
30. 越境生物圏保存地域	30.1 新たな越境 BR の開発支援、及び既存の越境 BR と他の越境協力の強化	2013	確立された越境 BR の数	MAB 国内委員会、地域ネットワーク	MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会
	30.2 越境 BR のための推薦状及び定期的レビュー用紙の更新	2013	活発な越境協力を擁する新しい越境 BR 及び既存の越境 BR の数、更新された用紙の使用	BR 及び MAB 国内委員会、地域ネットワーク、MAB 事務局、WNBR	学術機関、国内・国際 NGO

31. 平和、安全、紛争管理のための生物圏保存地域の促進	31.1 平和と安全のメカニズムとしてBRを促進及び活用する	2013	平和と安全を促進するプログラムを有するBRの数	MAB事務局、WNBR、地域ネットワーク	学術機関、国内・国際NGO、テーマ別ネットワーク
--	--	-------------	-------------------------	----------------------	--------------------------

F. 承認、実施、評価

マドリッド行動計画（MAP）は、ユネスコ中期戦略の効果的な実施を視野に、第20回MAB-ICCで採択された。中期戦略の変容する性質を考慮し、2009年に開催される次期MAB-ICC会議でMAPの適応可能性が協議される。これにより、MAPはMDGs、EFA、DESDを含む国際的に合意された目標・目的の達成に向けたユネスコの戦略にとって不可欠な要素となる。また同時に、One UN、UNDAF、及び国連改革の下に国レベルで推進されている他の国内協調枠組みに対するユネスコの貢献が強調される。MAPは、2006年～2007年にユネスコの自然科学及び社会・人間科学プログラムを評価した審査委員会の勧告を取り入れるという、事務局長の実施計画に寄与するであろう。

MAPは、MABとWNBRの事務局であるユネスコ生態・地球科学部門の責任下にあるMAPと同様に、ユネスコの6カ年戦略的計画枠組みの期間（2008年～2013年）に実施される。生物圏保存地域を有する国は、2008年12月末までに、MAP枠組みの中で各国が実施する行動の具体的な手

法及びスケジュールをMAB事務局に報告するよう、要請されるであろう。

MAB-ICC、MAB事務局、地域ネットワーク、MAB国内委員会は、公的・民間セクター及び市民社会団体との結果志向のパートナーシップを通じ、MAPの成功裡の実施のためにリーダーシップを提供する。

MAB-ICC、ユネスコ国内委員会、MAB国内委員会は、MAB計画とWNBRの重要性を伝え、国の政府、資金提供・開発協力機関、民間セクター、及びあらゆるレベルの市民社会団体からMAB計画とWNBRに対する支援を得る上で深く関与し、MAPの効果的な実施に不可欠な役割を果たす。

MAPは2010年及び2013年に評価される。中期評価はチームによって行われ、チームの構成と委託条件は2009年の第21回MAB-ICCで定められる。2013年を期限とする最終評価の時期、チーム構成、委託条件は第22回ICCで決定される。

G. 略称

BPI ユネスコ広報局（UNESCO Bureau for Public Information）

BR	生物圏保存地域 (Biosphere Reserve)
CI	ユネスコ情報・コミュニケーション局 (UNESCO Communication and Information Sector)
CBD	生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)
CMS	移動性野生動物の種の保全に関する条約 (Convention on Migratory Species)
CO2	二酸化炭素
COP	生物多様性条約締約国会議 (Conference of the Parties to the CBD)
CSD	持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable Development)
CYTED	科学・技術開発のイberoアメリカプログラム (Ibero-American Programme of the Development of Science and Technology)
DESD	国連持続可能な開発のための教育の10年 (UN Decade of Education for Sustainable Development)
EFA	万人のための教育 (UNESCO - Education for All)
EU	ヨーロッパ連合 (European Union)
GEF	地球環境ファシリティ (Global Environment Facility)
GLOCHAMORE	ユネスコ・プロジェクト「山岳地域における地球規模の変化」 (UNESCO Project “Global Change in Mountain Regions”)
IBSP	国際基礎科学プログラム (International Basic Sciences Programme)
ICC	MAB 計画国際調整理事会 (International Coordinating Council for the MAB Programme)
ICLEI	国際環境自治体協議会 (International Council for Local Environmental Initiatives)

IGCP	地質科学国際研究計画 (International Geoscience Programme)
IGBP	地球圏・生物圏国際共同研究計画 (International Geosphere-Biosphere Programme)
IHP	国際水文学計画 (International Hydrological Programme)
IOC	政府間海洋学委員会 (Intergovernmental Oceanographic Commission)
IPCC	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)
ISDR	国際防災戦略 (International Strategy for Disaster Reduction)
ISP	ユネスコ政府間科学プログラム (UNESCO's Intergovernmental Scientific Programmes)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature)
MA/MEA	ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment)
MAB	ユネスコ人間と生物圏計画 (UNESCO's Man and the Biosphere Programme)
MOST	社会変容管理プログラム (Management of Social Transformations Programme)
MRI	山岳研究イニシアチブ (Mountain Research Initiative)
MDG	ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)
One UN	一つの国連 (様々な国連計画と国連機関の計画、運営、予算構造を合理化し、これらの計画・機関のアイデアを国の開発計画に統合する試み)
NGO	非政府組織 (Non-Governmental Organizations)
PES	生態系サービスへの支払い (Payments for Ecosystem Services)
SD	持続可能な開発 (Sustainable Development)

TWAS	開発途上世界のための科学アカデミー (The Academy of Sciences for the Developing World)
UN	国連 (United Nations)
UNCCD	砂漠化対処条約 (United Nations Convention to Combat Desertification)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNDAF	国連開発援助枠組み (United Nations Development Assistance Framework)
UNDP	国連開発計画 (United Nations Development Programme)
UNESCO	国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)
UNFCCC	気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)
UNU	国連大学 (United Nations University)
WCPA	世界保護地域委員会 (World Commission on Protected Areas (IUCN))
WH	世界遺産 (World Heritage)
WHC	世界遺産センター (World Heritage Centre)
WNBR	生物圏保護区世界ネットワーク (World Network of Biosphere Reserves)
WSSD	2002年持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development in 2002)

生物圏保護区世界ネットワークの
詳細は、下記までお問合せください。

UNESCO
Division of Ecological and Earth Sciences
(ユネスコ生態・地球科学部門)
1 rue Miollis
75732 PARIS CEDEX 15
France
Tel : +33 1 45 68 41 51
Fax : +33 1 45 68 58 04
mab@unesco.org
<http://www.unesco.org/mab>

© photos :
Miguel Clüsener-Godt / UNESCO
Marc Ancrenaz